

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	H30.3.14	H30.5.1	平成23年8月8日、〇〇にかかわって〇〇に対しておこなった報告に関する記録、メモ				1												当該公文書は、取得した事実が確認できず、実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
2	H30.3.14	H30.5.1	・神宮外苑地区の再整備に関する〇〇と〇〇の面談記録 平成24年度以降のすべて ・霞ヶ丘競技場の建て替えについて、〇〇からの検討案 時期は平成24年度				1												当該公文書は、取得した事実が確認できず、実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
3	H30.3.16	H30.5.1	・〇〇の移転に絡らむ所有地関連について、元都議、都議、元国会議員、首相経験者と都職員が会談した際の面会記録および議事録（2018年3月14日付開示請求書に係る対象公文書を除く）				1												当該公文書は、取得した事実が確認できず、実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
4	H30.4.19	H30.5.2	(1) 第92回東京都都市計画地方審議会（議案・資料）（平成元年5月26日） (2) 第92回東京都都市計画地方審議会 議事録（平成元年5月26日） (上記いずれの文書についても議第3035号及び議第3036号に関する部分以外を除く。)	9	1															都市整備局都市づくり政策部都市計画課
5	H30.3.7	H30.5.2	「平成27年度広域交通ネットワーク形成等に関する調査委託報告書（平成28年3月）」のうち次の該当部分 ・東京圏の鉄道輸送の需要予測の手法 ・収支採算性と費用便益分析の手法 ・広域交通ネットワーク形成に向けての路線整備のあり方の整理 「東京8号線延伸（豊洲～住吉）」「東京12号線延伸（光が丘～大泉学園町）」「新空港線『蒲蒲線』」 「多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎方面）」 「多摩都市モノレール延伸（町田方面）」 「JR東日本羽田アクセス線」の路線別検討結果 ・効果の検討 ・複数路線の検討 ・検討対象路線の評価と検討結果 「平成29年度広域交通ネットワーク形成等に関する調査委託 報告書（平成30年2月）」のうち次の該当部分 ・答申路線（都内）等に関する検討 「新空港線『蒲蒲線』」 「東京8号線（豊洲～住吉）」 「多摩都市モノレール（箱根ヶ崎・町田）」	※	1						1	1						(7条5号) 延伸部各駅の位置、延伸ルート案等は、公にすることにより、本件事業の検討における率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に周辺住民の間に混乱を生じさせるおそれ及び特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 延伸部各駅の位置等は、公にすることにより、用地取得が困難になり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局都市基盤部交通企画課	
6	H30.5.2	H30.5.2	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第40期）	29	1							1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
7	H30.5.2	H30.5.2	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・変更届出書各一式（平成29年6月8日・平成30年4月25日受付） ・建設業許可申請書各一式（平成29年7月15日・平成29年8月10日許可） ・決算変更届出書各一式（第56期・第57期） ・廃業届一式（平成29年6月8日受付）	126	1								1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
8	H30.4.24	H30.5.2	耐震化状況（変更）報告書 第1号様式（第5条関係）（添付資料を除く。） 建築物の名称 〇〇銀行〇〇支店 建築物の所在地 東京都渋谷区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号	6	1								1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築企画課
9	H30.4.25	H30.5.8	都市計画法に基づく、八丈町内を所在地とする霊園等建設計画がわかるもの（平成30年4月23日時点）					1													実施機関では請求に係る建設計画について都市計画決定（町の都市計画決定に係る知事同意を含む。）や開発許可を行っていないため、請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、当該公文書は存在しない。	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
10	H30.4.20	H30.5.8	新国立競技場の建設に伴う新事務所棟の整備について（依頼）（平成26年3月27日）	※	1								1								(根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第4号 (非開示部分) 印影 (非開示理由) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11	H30.4.20	H30.5.8	<ul style="list-style-type: none"> 国立霞ヶ丘競技場建替えに関する公有地を活用した手法検討について（平成23年9月15日） 国立霞ヶ丘競技場建替えについて（平成23年9月22日） 国立霞ヶ丘競技場再整備案（平成24年1月16日） 国立霞ヶ丘競技場建替えに係るスケジュール（平成24年1月30日） 霞ヶ丘競技場の建替えについて（〇〇と情報交換）（平成24年2月28日） 国立霞ヶ丘競技場建替えについて（平成24年3月2日） 競技場の敷地及び周辺の土地所有、道路の状況 V2V4レク議事メモ（部長からの聞き取り）（平成24年5月10日） 神宮外苑の再整備について（平成24年5月15日） 東京都に対する新国立競技場の建替計画に関する確認事項（平成24年10月2日） 新国立競技場の建替え計画に関する確認事項について 神宮外苑の都市計画について（案） 都立明治公園（こもれび広場）の取扱いについて（平成27年3月30日） 〇〇の移転の手法選択について（補足） 	※	1															都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
12	H30.5.8	H30.5.8	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成29年10月25日許可） ・決算変更届出書一式（第35期）	34	1														（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
13	H30.5.8	H30.5.8	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第39期）	17	1														（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
14	H30.5.8	H30.5.8	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第41期）	33	1														（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
15	H30.5.8	H30.5.8	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第42期）	28	1														（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
16	H30.4.24	H30.5.8	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年4月3日から平成30年4月23日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
17	H30.3.13	H30.5.11	訴状、第1回答弁書、第2回準備書面、甲第一号証、第3回準備書面、第6回準備書面、原告側の準備書面、第7回口頭弁論、第8回準備書面、口頭弁論、第10回口頭弁論、準備書面、証拠申出書、第11回口頭弁論、第12回口頭弁論、証拠申出書、第13回口頭弁論、原告側の準備書面、甲第11・12号証、第14回準備書面、口頭弁論、第16回口頭弁論、第17回口頭弁論、和解を成立させることについて（照会）、和解を成立させることについて（回答）、和解金算定一覧表	150		1															都市整備局都営住宅経営部資産活用課
18	H30.3.13	H30.5.11	第4回、第5回、第9回、第15回、第18回、第19回、第20回の準備書面及び口頭弁論の記録																		都市整備局都営住宅経営部資産活用課
19	H30.3.14	H30.5.11	・神宮外苑地区に係る都議との勉強会について（平成25年8月29日） ・新国立競技場建設・周辺まちづくり推進研究会（案）（平成25年11月6日） ・第2回 新国立競技場建設・周辺まちづくり推進研究会（平成26年2月7日） ・第3回 新国立競技場建設・周辺まちづくり推進研究会 議事メモ（研究会資料を含む。）（平成26年5月27日） ・5月13日（金） 新国立競技場建設・周辺まちづくり推進研究会 議事メモ（研究会資料を含む。）	※		1															都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
20	H30. 3. 14	H30. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・神宮外苑の再整備（案）（平成24年5月15日） ・国立霞ヶ丘競技場周辺整備イメージ（平成24年2月28日） ・神宮外苑地区の再整備に係る報告について（平成24年5月15日） ・国立霞ヶ丘競技場建替えに係る状況報告メモ（〇〇）（平成24年5月8日） ・〇〇への相談状況（聞き取り）（平成24年5月17日） ・〇〇への相談状況（聞き取り）（平成24年6月14日） ・〇〇への相談状況（聞き取り）（平成24年6月15日） ・〇〇訪問その2（神宮外苑の再整備） ・新国立競技場の建替えについて（平成24年7月30日） ・国立霞ヶ丘競技場建替えに伴う周辺の土地利用について（都議対応メモ）（平成24年8月2日） ・都議対応記録（平成25年8月12日） ・〇〇打ち合わせメモ（平成25年8月27日） ・〇〇打ち合わせメモ（平成25年9月2日） ・都議対応記録（平成25年11月5日） ・都議対応記録（平成26年1月7日） ・都議対応記録（平成26年2月5日） ・議員等対応報告書（平成26年11月7日） ・議員等対応報告書（平成27年1月7日） ・議事メモ（平成29年12月19日） 	※	1													<p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）神宮外苑の再整備イメージ（オリンピック開催以降）、整備施設＜現状＞及び想定スケジュール、再整備案のイメージ、想定整備内容 （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）議員の発言内容の一部、議員とのやり取り及び議員の発言内容の一部、議員等の考えに関する内容、〇〇及び議員の発言内容の一部、協議会の設立経緯等、施設の整備について、研究会の開催に向けた事前調整に関する内容 （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため 関係権利者その他の関係者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、当該事業の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）協力を要請する対象となる関係権利者名、関心を持っている主体及びその動向、議員の考えに関する内容、議員の発言内容の一部、質問・要求内容の一部、議員の考えに関する内容及びその発言者名の分かる部分 （非開示理由）都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため 関係権利者その他の関係者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者その他の関係者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号 （非開示部分）作成元に関する記載 （非開示理由）作成者として記載されている法人名は誤ったものであり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第2号 （非開示部分）〇〇に係る個人の役職及び氏名、個人の氏名、個人の役職及び性 （非開示理由）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
21	H30. 3. 14	H30. 5. 11	都議対応記録（平成25年10月30日）	※	1													都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
22	H30. 3. 14	H30. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇に係る今後の方向性について（V2・V4レクメモ）（平成23年8月19日） ・〇〇による土地の鑑定評価と今後の動向について（8月4日に〇〇から聴取した内容）（平成23年8月19日） 	※		1													<p>（非開示部分）〇〇に係る個人の役職及び氏名 （非開示理由）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第2号</p> <p>（非開示部分）会館建替え検討に係る建設費（1ページ目）、未利用容積活用に係る費用（3ページ目及び4ページ目）・収益及び前払い地代の想定値、原宿・神宮前アパート南側の国有地の取扱いに関する検討内容（2ページ目19行目、22から24行目） （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号</p> <p>（非開示部分）青山北町地区のまちづくりに関する検討内容（2ページ目13から16行目） （非開示理由）都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が妨げられるおそれがあるため。また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）神宮外苑地区のまちづくりに関する検討内容（2ページ目32及び33行目）、会館建替えに係る内部検討状況 （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれること、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
23	H30. 3. 14	H30. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> 国立霞ヶ丘競技場周辺整備イメージ（平成24年2月28日） 神宮外苑の再整備（案）（平成24年5月15日） 本日の相談事項（平成24年6月22日） 神宮外苑の都市計画について（案）（平成24年10月12日） 	※		1													<p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号 （非開示部分）作成元に関する記載 （非開示理由）作成者として記載されている法人名は誤ったものであり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）神宮外苑の再整備イメージ（オリンピック開催以降）、サブトラックの設置場所に関する検討内容、神宮外苑地区のまちづくりに関する検討内容 （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）協力を要請する対象となる関係権利者名 （非開示理由）都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
24	H30. 3. 14	H30. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> 国立霞ヶ丘競技場周辺整備イメージ（平成24年2月28日） 神宮外苑の再整備（案）（平成24年5月15日） 	2	1														<p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号 （非開示部分）作成元に関する記載 （非開示理由）作成者として記載されている法人名は誤ったものであり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）神宮外苑の再整備イメージ（オリンピック開催以降） （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）協力を要請する対象となる関係権利者名 （非開示理由）都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
25	H30. 5. 9	H30. 5. 11	建築計画概要書（〇〇-〇〇）一式 ※印影を除く	4	1														都市整備局市街地建築部建築指導課	
26	H30. 5. 7	H30. 5. 14	「都営住宅28H-106西（国立市富士見台四丁目）屋内電気設備工事」に関する設計書表紙（実施）、工種別内訳書（総括表）、工種別内訳書、下位内訳書、諸経費計算書	43	1														都市整備局西部住宅建設事務所建設課	

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
27	H30. 3. 16	H30. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度第2回東京都財産価格審議会議事録 東京都財産価格審議会議案 霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の施行認可申請(事前協議)について 霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の施行認可申請について 	387	1													<p>(7条2号)・収集事例が特定される情報は、不動産の関係権利者が個人の場合、公にすることにより、不動産の売買状況及び資産状況が明らかになり、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため・個人の住所、氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため・個人の議決権に関する事項は、自己の財産に対する個人の意思表示に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条3号)・収集事例が特定される情報は、不動産の関係権利者が法人等の場合、公にすることにより、不動産の売買状況及び資産状況が明らかになり、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。不動産鑑定会社が公にすることを前提とせずに収集した情報であり、公にすることにより、今後同鑑定会社が情報を入手することが困難になり、競争上又は事業運営上の地位等が損なわれると認められるため・建替事業に関する組合の意思形成過程を示す情報は、民間地権者の個人及び法人の資産並びに管理組合による建替事業に関する内部管理情報で、一般に公にすることが想定されておらず、公にすることにより、組合の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため・法人の名称、議決権に関する事項等は、自己の財産又は債権に対する法人の意思表示に関する内部管理情報で、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条5号)委員氏名等は、当該情報を公にすることにより、特定の委員の発言内容が明らかとなり、外部からの干渉、圧力等を受けること等が予想され、委員の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>(7条6号)・委員氏名等は、当該情報を公にすることにより、委員の率直な意見を得ることができなくなり、また、意思決定の中立性が不当に損なわれ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため・建替事業に関する組合の意思形成過程を示す情報等は、民間地権者の個人及び法人の資産並びに管理組合による建替事業に関する内部管理情報で、公にすることにより、都と区画整理協定を締結した管理組合との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、都が同意施行者として施行する土地区画整理事業の適切な遂行に支障を及ぼすため</p>	都市整備局市街地整備部企画課
28	H30. 5. 2	H30. 5. 15	〇〇へのヒアリング（平成30年3月9日）	1	1													都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
29	H30. 5. 1	H30. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東京都知事（〇）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成29年7月14日受付第453号の宅地建物取引業者免許申請書 (2) 東京都知事（〇）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成29年10月25日受付第21918号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 東京都知事（〇）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成29年12月18日受付第22313号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 東京都知事（〇）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成30年3月5日受付の廃業等届出書 	40	1													<p>(7条2号) 氏名、生年月日、住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(7条3号) 株主・出資者名簿等は、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	都市整備局住宅政策推進部不動産課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
30	H30. 3. 22	H30. 5. 16	平成29年2月16日付28都市整企第410号 公益財団法人〇〇新会館建設の建築基準法第86条第2項の認定申請にかかる土地所有者の同意について（東京都新宿区霞ヶ丘町〇〇番〇〇ほか仮換地）	※	1														(7条2号)個人の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部企画課	
31	H30. 5. 7	H30. 5. 16	都営住宅26H-124東（板橋区成増五丁目第2）整備工事工事変更後の工事内訳書（総括表、工事設計内訳書）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課	
32	H30. 5. 8	H30. 5. 16	(1)元芝アパート 移転説明会開催のお知らせについて (2)目黒一丁目アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について (3)氷川町アパート 氷川町アパートへの移転について、戻り入居意向調査票、移転先（戻り）住宅見学会のお知らせ (4)小豆沢二丁目アパート 小豆沢二丁目アパート撤去にともなう移転について、小豆沢二丁目アパート撤去（取りこわし）に伴う移転について、移転説明会資料（小豆沢二丁目アパート）、改良住宅の撤去移転に伴う確認書の提出について、居住者調査票、よくある質問（引越について）、移転先住宅見学会のお知らせ (5)新河岸二丁目アパート 保証金の納入及び移転先のかぎの交付等について (6)西新井第3アパート 移転先住宅の追加及び見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料（西新井第3アパート（2期））、今後の予定について (7)上沼田第3アパート 部屋割り抽選会のお知らせ、移転先住宅の追加（見学会）のお知らせ及び移転先住宅関係資料の訂正等について、移転先住宅関係資料（上沼田第3アパート（1期））、移転先住宅関係資料の補足について (8)花畑七丁目アパート 花畑アパート居住者の移転（3期）について、花畑七丁目移転説明会開催のお知らせ、花畑七丁目アパートへの戻り移転について、戻り入居に際しての注意事項、移転先住宅関係資料、花畑アパート（仮移転中の世帯向け）、移転先住宅見学会のお知らせ、戻り入居意向調査票（花畑七丁目建替事業）、移転説明会資料（花畑アパート1、2号棟）、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料（花畑アパート1、2号棟）について、移転先住宅の追加及び見学会について (9)東砂八丁目アパート 今後の移転スケジュールについて、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について (10)桐ヶ丘一丁目アパート 使用許可日について（重要）、書類回収の日程について (11)宮城第2アパート 宮城第2アパート（1号棟）の移転について、宮城一丁目アパートへの戻り移転について、居住者意向調査票、戻り入居に際しての注意事項、移転先住宅関係資料（宮城第2アパート）、移転説明会開催のお知らせ (12)豊島三丁目アパート（2期）・豊島七丁目アパート 建替に伴う移転について、建替・移転説明会開催のお知らせ、豊島三丁目アパート（新築住宅）への移転について、居住者意向調査票、「居住者意向調査票（最終）」の提出について（依頼）、居住者意向調査票（最終）、移転先住宅関係資料（豊島三丁目アパート）、移転先住宅見学会のお知らせ、戻り入居に際しての注意事項、移転説明会資料（豊島三丁目アパート3号棟、豊島七丁目アパート）、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、改良住宅の建替移転に伴う確認書の提出について、移転先住宅関係資料（豊島三丁目アパート（2期）、豊島七丁目アパート）	279	1																都市整備局東部住宅建設事務所折衝課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
33	H30.5.15	H30.5.16	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・第41期決算変更届出書のうち、財務諸表一式	13	1															(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
34	H30.5.9	H30.5.17	(1) 都営住宅標準設計単価表（建築）平成29年度（平成29年4月1日） (2) 都営住宅標準設計単価表（機械）平成29年度（平成29年4月1日） (3) 都営住宅標準設計単価表（電気）平成29年度（平成29年4月1日）	※	1																都市整備局総務部技術管理課
35	H30.5.7	H30.5.17	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年4月2日から4月27日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	4	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
36	H30.5.10	H30.5.17	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳（平成30年4月19日から平成30年5月9日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
37	H30. 4. 20	H30. 5. 18	<ul style="list-style-type: none"> 国立霞ヶ丘競技場周辺整備イメージ（平成24年2月28日） 神宮外苑の再整備（案）（平成24年5月15日） 	※		1												<p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号 （非開示部分）作成元に関する記載 （非開示理由）作成者として記載されている法人名は誤ったものであり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）神宮外苑の再整備イメージ（オリンピック開催以降） （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）協力を要請する対象となる関係権利者名 （非開示理由）都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
38	H30. 4. 20	H30. 5. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇に係る今後の方向性について（V2・V4レクメモ）（平成23年8月19日） ・国立霞ヶ丘競技場建替え、〇〇建替えについて（平成24年1月10日） ・国立霞ヶ丘競技場に係る〇〇との打合せメモ（平成24年3月23日） ・〇〇との面談メモ（聞き取り）（平成24年4月6日） ・神宮外苑再整備の想定スケジュール（平成24年4月27日） ・地区計画等の区域設定について（案）（平成24年9月28日） ・地区計画等の区域設定について（案）（平成24年9月28日） ・〇〇・〇〇・〇〇の3者整備について ・東京都都市整備局に対する確認項目メモ（平成25年11月26日） ・神宮外苑地区における今後の土地利用転換について（案）（平成26年3月31日） ・神宮外苑地区の再整備について（平成26年5月7日） ・都が考える神宮外苑地区のまちづくり（案）（平成26年6月12日） ・神宮外苑地区のまちづくりに係る基本覚書の締結について（平成27年3月13日） ・代々木公園用地（〇〇敷地）の取得と神宮外苑の所有地の売却に係る手続（平成29年12月14日） 	※														<p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第2号 （非開示部分）〇〇に係る個人の役職及び氏名、個人の氏名 （非開示理由）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号 （非開示部分）会館建替え検討に係る建設費（1ページ目）、未利用容積活用に係る費用（3ページ目及び4ページ目）・収益及び前払い地代の想定値、原宿・神宮前アパート南側の国有地の取扱いに関する検討内容（2ページ目19行目、22から24行目）、会館建替え検討に係る自己負担費用の試算値、会館建替え検討に係る移転容積コスト、自己使用分建設費用、デベからの前払い賃借料収入、総費用、手持資金（内訳含む。）及び借入金の想定値・条件・返済方法 （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）青山北町地区のまちづくりに関する検討内容（2ページ目13から16行目）、国立霞ヶ丘競技場建替え検討案（C案） （非開示理由）都の機関及び独立行政法人等の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が妨げられるおそれがあるため。また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）神宮外苑地区のまちづくりに関する検討内容（2ページ目32及び33行目）、サブトラックの設置場所に関する検討内容、整備施設＜現状＞及び想定スケジュール、再整備案のイメージ、想定整備内容、⑤〇〇等の意向確認、(b)区域の再編イメージ、(b)区域の土地区画整理事業の進め方、想定スケジュール、地区内地権者との最近の調整状況について、関係権利者の状況、今後のスケジュール（案）、神宮外苑地区の再整備イメージと実現手法、段階的再整備のイメージ （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれること、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号 （非開示部分）各権利者の状況について （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第6号 （非開示部分）現状について、〇〇の再開発計画について （非開示理由）法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため 関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の同意協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（根拠法令）東京都情報公開条例第7条第6号 （非開示部分）取得及び売却の予定年月 （非開示理由）都の機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、契約又は交渉に係る事務に関し、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
39	H30. 5. 14	H30. 5. 21	(1) 部屋決め抽選会および今後の予定等について（江古田第2アパート仮移転世帯） (2) 部屋決め抽選会および今後の予定等について（江古田第2パート1号棟居住者） (3) 住宅見学会のお知らせ（清瀬野塩アパート10～15号棟移転世帯） (4) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（八幡山アパートへ平成30年5月16日入居許可日の移転世帯） (5) 仮移転のご案内のお知らせ（第2鷺の宮アパート1～3号棟の移転対象（2人世帯）世帯） (6) 仮移転先住戸（2人世帯向け）の見学会のお知らせ（第2鷺の宮アパート1～3号棟の移転対象（2人世帯）世帯） (7) 保証金納付と鍵渡し等について（仙川アパートから6月1日入居許可日で移転世帯） (8) 部屋決め抽選会および今後の予定等について（府中矢崎町アパート仮移転世帯） (9) 部屋決め抽選会および今後の予定等について（府中矢崎町アパート移転対象世帯） (10) 移転先住宅の追加及び見学会のお知らせ（府中矢崎町アパート移転対象世帯） (11) 引越しに際してのお願い（八幡山アパートから5月16日入居許可日で移転世帯） (12) 部屋決め抽選会および今後の予定等について（第2鷺の宮アパート移転対象世帯） (13) 移転先の抽選方法について（第2鷺の宮アパート移転対象世帯） (14) 第2鷺の宮アパート（2期）の書類回収のお知らせ（第2鷺の宮アパート1～3号棟居住世帯）	61	1														都市整備局西部住宅建設事務所管理課	
40	H30. 5. 15	H30. 5. 21	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書（平成25年11月15日許可）のうち 許可申請者の略歴書 使用人数 営業の沿革 ・第4期決算変更届出書のうち、 工事経歴書（建築一式・大工） 直前3年の各事業年度における工事施工金額 財務諸表一式	17	1													1	(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
41	H30. 5. 18	H30. 5. 21	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書各一式（第39期・第40期）	58	1													1	(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
42	H30. 5. 18	H30. 5. 21	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成25年7月10日許可）	37	1													1	(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

30年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	存在不存	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
68	H30.5.29	H30.5.29	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成25年8月20日許可）	40	1																(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
69	H30.5.16	H30.5.30	担架を増加させていない場合、その理由と、災害発生時に障害を持つ職員の安全をどのように確保するのか。来庁された方が2人以上の下肢障害者であった場合どのように避難させるのか。安全衛生委員会で検討されていた場合、その議事録					1													当該公文書について、都市整備局では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局総務部職員課
70	H30.5.18	H30.5.30	平成30年度定期購読図書年間登録一覧表（都市整備局）（政党機関紙に係る部分以外を除く。）	1	1																	都市整備局総務部総務課
71	H30.5.23	H30.5.30	(1) 東京都知事(〇)第〇〇号 〇〇株式会社に係る平成29年9月15日受付第712号の宅地建物取引業者免許申請書 (2) 東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成28年12月21日受付第1070号の宅地建物取引業者免許申請書 (3) 東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成29年9月19日受付第21561号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	58	1																(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課
72	H30.5.22	H30.5.30	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年5月8日から平成30年5月21日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
73	H30.5.17	H30.5.31	狛江市西野川四丁目973番1、2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30における建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書、協定図（平成16年10月17日付けのもの2本及び平成16年11月13日付けのもの1本）（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除く。）	7	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

